

平成19年12月13日（木）

**日程第18 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第3号）について）**

○議長（中上良隆君）日程第18 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）承認第1号 補正第3号について、2点ほどお尋ねいたします。

説明資料の6ページ、11款1項の農林水産施設災害復旧についてですけれども、歳入の15款2項で県補助金を受けている状況を踏まえてお尋ねするんですけれども、極地指定でも災害指定を受けた災害であるのかということと、それから、関連してお聞かせ願いたいんですけれども、市長の当初説明であった8月23日の豪雨と、これ若干日にちが違うように思うんですけど、隅田町の下兵庫のホテル横の地内で、同様の極地豪雨によって農業用施設の用排水路が被災した経緯があると思うんです。その災害も含んだもので予算計上されているのかどうかということをお尋ねしたいのと、設計委託等の予算計上がなされていたのか、そこら辺をちょっと関連でお聞かせ願えたらと思います。

それと、8ページの債務負担行為の広域ごみ処理施設移行計画策定の委託料2,400万円ですけれども、委託の内容について、この市長の説明だけではわかりかねるので、新たなごみ区分の収集体制の構築や啓発を行うんだということですが、一般可燃ごみの収

集方法とごみ袋の設置らも含めたもので委託で設計するのか、その辺の内容について詳細にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）お尋ねの下兵庫ティファニー横の災害については、緊急的に水路の確保をいたしてございまして、その法面の復旧につきましては、ただ今所有者と交渉してございまして、責任問題で議論が分かれているところでございますので、とりあえず市として応急の措置をしておりますので、県費の対象とはなってございません。それには含まれてございませんので、ご理解をお願いいたします。

それから、事業におきまして、8月23日の災害は別途また災害として取り組んでございますので、市内で8月23日に大雨による若干の災害が起きてございます。それにつきまして、緊急的に補正を計上いたしまして対応しているものでございます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）広域ごみ処理施設移行計画策定委託料の2,400万円について説明させていただきます。

一般質問でもありましたように、平成21年4月から橋本周辺広域市町村圏組合の新処理場が稼動予定となっております。この広域施設の開始に伴いまして、旧橋本市、旧高野口町の合併に伴いまして、新たな収集体制の構築、それからごみ分別に関する計画等々業務があるんですが、時間もないということから、このうち収集体制の構築を平成20年度までにかけて業務委託をするものであります。

今年度10月から、そういった作業をするために環境事業室のほうに3名を増員してその

作業にあたっておるんですが、この収集体制の構築につきましては膨大な作業量を伴いますので、この人員体制ではできないということで、平成20年度までの間、債務負担を行いましてその作業を行うものであります。主な内容としましては、収集運搬システムの現状把握、それからごみ量の現状確認と推計、それから収集運搬システムの提案、それから住民説明用の資料の作成等々でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第3号）について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第19 承認第2号 専決処分事項の承認について（日本郵政公社の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例について）

○議長（中上良隆君）日程第19 承認第2号 専決処分事項の承認について（日本郵政公社の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（日本郵政公社の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。  
よって、本件は承認することに決しました。

日程第20 承認第3号 専決処分事項の承認について(橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)

○議長(中上良隆君)日程第20 承認第3号 専決処分事項の承認について(橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)具体例、これによって何がどのように変わるのかということ。それから、これはいつから続いているのか。改正前の状態がいつから続いているかと。動機ですけれども、これは、私が9月議会で勤勉手当について追及したその次の日に、この件についてNHKとほかの新聞1紙で報道されて、それで市民から強い抗議を受けて、やむを得ずこういうのを出すに至ったのか。この動機の点について。この3点、お願いします。

○議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君)まず、内容でございますけれども、市長の冒頭の説明にもございましたとおり、橋本市の場合、通勤手当に駐車場代も含んでいるわけでございますけれども、その中で、自動車の通勤距離が2km未満の職員、実質自動車通勤している方についても駐車場代を払っていたということで、その部分について急施を要したため、10月1日より専決処分によって廃止したわけでございます。

それと、これまでの状況でございますけれども、状況といいますか経過でございますけれども、この通勤手当につきましては、平成

12年3月議会、旧の橋本市の議会でございますけれども、条例改正で現在の条例になってございます。それから合併もありましたけれども、合併につきましても、橋本市の例による形ですと続いていたわけでございます。そういうことで、昨年度あたりから、県のほうからも特殊勤務手当、それから手当関係については、国に準じていないところについては見直していくようにという話、市町村課からもございました。ということで、これについては橋本市独自のものだということは承知していた状況でございます。ということで、職員なんかでもそういうことを協議しているような状況でございました。

そういう中で、9月13日、14日、質問にありましたように、報道関係2社からテレビなり新聞なりの報道があったわけでございます。それを受けまして、14日に総務委員会がございましたけれども、総務委員会場でその状況について報告してございます。たしか14日の夜だったと思えますけれども、4時ごろから特別職会議を開きまして、この対応について協議した中で、県とも協議、相談をかけた中で指導もあったわけでございますけれども、この2km未満について、特に特異なのですぐ改めるのが望ましいというようなことでされたわけでございます。

ということで、この問題につきましては、住民というよりも県、国の指導が強く働いた中で、改正というんですか、専決に至ったような状況でございます。

それと、動機につきましてもそういうことで、動機といいますか、改正に至った理由につきましても、以上のような経過を含めてご説明させていただいたような次第でございます。

○議長(中上良隆君)答弁もれがあれば、指摘してください。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) この条例は、平成19年10月1日から施行するとなっているんですけども、要求事例として当時の報道による影響が大きいものと私は解釈しております。要求事例というのは平成12年から今までずっと続いてきて、それで例外的というか、全国的に見ても極めてまれな方法をとってきたと。それを報道関係に報道されることになって、それで、嫌々だけどやむを得ずやったと。これ、あわ食ってやったということ、見え見えじゃないですか。そんなに要求のことですか。これ普通、条例事項でしょう。それをすぐやった。すぐやることはいいことですけどもね。やっぱりこういうふうに言われてやるというよりも、今現在のやり方をいろいろと点検してもらって、それで、直すべきは直すというふうにやってもらわんと、報道機関に報道されて、市民から怒られてやると、そういう姿勢は改めていただきたい。

また、駐車場についても、2km以上についても一般的にはそれも廃止されているんです。その辺のところを十分これからの市政に反映していただきたい。なれ合いと事なかれはやめていただきたいと、そういうことです。

○議長(中上良隆君) 答弁はよろしいですか。

○4番(松浦健次君) はい、結構です。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 本専決処分については、いわゆる2km未満の通勤手当として駐車料金を支払ってきたと、これを廃止するということなんですが、今4番議員言われましたけれども、2km以上についての方の駐車料金についてはどういう扱いをしていこうと考えているのか、お伺いします。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 本会期中に、2km

以上についても廃止する条例を上程する予定でございます。

○議長(中上良隆君) 3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 私は、通勤にかかる費用については、これを支給することについては市民の理解を得られるものだというふうに考えます。そこで、2km以上の方の駐車料金支給についても本議会で廃止をするといった場合、職員が通勤にかかる費用については、これはどういった形で支給することになるのか、現在支給されている駐車料金代6,000円がなくなった場合、職員の通勤にかかる負担といえますか、ここはないのでしょうか。この点、確認しておきます。

○議長(中上良隆君) 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 廃止することによって個人負担が増えるということになります。実質増える状況になると思いますけども、それは個人に負担していただくというような形になります。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 先ほど4番議員の質問と、最初私、同じような内容で質問を思っていたので、一旦もういいかと思ったんですが、今3番議員の発言で2km以上、ここの部分が出てきたんですが、そうすると、なぜ今回の専決処分、これだけを急いだのかということがちょっとわかりづらくなっていると思うんです。であれば、これと2km以上を含めた形で本来審議すべきではないかと考えるんですが、やはりここだけを、2km以内だけをなぜ専決しなければいけなかったのか、その理由がちょっとぼやけてきたと思いますので、もう一度ここを専決処分、急施を要したのか、この理由についてご答弁いただけますか。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長（吉田長司君）条例では、2 km未満も駐車場を支払うということになってございましたけれども、県といろいろ協議をさせていただきました。その中で、2 km未満については基本的に徒歩圏内ということで、通勤手当の対象とするのが望ましくないんじゃないか。条例で定まっているということで、それはそれでいいんですけども、全国的に見て、そういう2 km未満も通勤手当という名目で払っているというのがちょっと特異だということで、その部分を特に、少数でございましたけれども、急施を要するということでさせていただきました。

それで、2段階の形で、2 km以上につきましても、他市も調べましたけども、滋賀県のほうでも少しありましたんですけども、それについては議会提案していくというような形で、2 km未満につきましては数字的にも少なかつたんですけども、その部分については特に特異だということで、2段階にやっていくという話も、県といろいろ協議させてもらった中で決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、特異なという表現、答弁の中であつたんですが、これは急施を要した、例えばこれが違法であると、今までの条例が違法であるという認識があつて、それで、その違法性を一日も早く阻却したい、そういった思いでの条例改正というふうな理解なんですか。その特異という言葉なんですけど、これは上位法に対して違反をしているんじゃないけれども、他市の条例を調べて、うちだけが何かちょっと不具合があるのかな、それぐらいの認識なのか。要するに合法なのか違法なのか、その点、ご見解を發していただけますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）さっきも言いましたけれども、手当を条例で定めておりますので、これは合法でございます。ということで、特異なといいますのは、例がほとんどないというような状況でということでございます。そういうことで、条例どおりやっておりますので、これは合法でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この条例一部改正につきましては、今説明があつたとおりということで、速やかに対応していただいたということについては、これでいいのかなと私は思いますけども、先ほど3番議員もありましたけども、本来、通勤手当というものにつきましては、基本的には公共交通機関を利用した中でそれに見合うだけの、公共交通機関であれば定期代を支給ということなんですが、公共交通機関がなければ、それに見合うだけの通勤手当を支給していくということが基本だと思うんです。

地方公務員の通勤手当の部分が大変見えにくいといいますか、一般企業と比べますと大変見えにくい状況がありまして、その中でやはり、今後市民の方から見られて本当に妥当であるかという、そういう通勤手当の支給というのが最も望ましいのかなと思いますので、今回出されているこの専決処分については、速やかな対応をしていただいたということで私は評価をしたいと思ひますし、今後、したら通勤手当全般をどのように位置づけしていくのかということも十分議論をいただいて、市民の目から見て本当に適正であるという、当然通勤手当というのは支給すべきものでありますし、それが適正であるかどうかということが市民に理解を得られるような形づくりをぜひともお願いいたしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今辻本議員がおっしゃられました、適正なように今後していくべきという点については、そのようにしていきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっと確認したい点があります。この条例には、僕も承知しているんですけども、公務災害について、要するに通勤の方法が変わるといふのかな、ほぼこの2km以内になりますと徒歩に変わりますし、そういうような場合に、本来徒歩で指導しているのにまた自動車を使っているとかということで、公務災害については、その辺の規定をお聞きしたいんですけど、どうなんでしょう。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）2km以上の方でしたら、交通用具ということで、自動車通勤している方は災害の対象になります。ただ、2km未満で徒歩圏内の方、自費で通勤していて交通事故ということになりましたら、ちょっと勉強不足で、その辺、ケース・バイ・ケースの場合もあります。協議することもありますけども、ちょっと明確な回答はできません。済みません。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そこら辺が、やっぱり職員の方はいろんな方法で通勤をされるわけで、あつてはならんことなんですけども、公務災害を受けた場合に、その規定を外れて災害を受けられないという保険の制度から見て、やっぱりきっちりとしてあげてほしいなと思いますよ。こういう条例改正は、なるほどよくわかります。保険によっては、あれありますよね、一般企業でも通勤の中で災害のやっている場合、別の方法で通勤した場合は認めないというのを僕、聞いたことがあるんですけど、それはちょっと僕の認識違いかわかり

ませんけど、そこら辺、はっきり聞かせてください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）済みませんでした。2km未満につきましては、きちっと通勤の方法を申請していただきまして、その申請方法どおりでしたら公務災害が出ます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）同じような質問になると思うんですけども、2kmと決まっているやろ。だいたい1km850mとか、1km900mとかの場合は、2km以内やさかいにあかなして、1mでもどないしてはかるのか知らんけど。1km800mとか、そういう2km以内でも、要するに通勤するにあたって、歩いて来れるところもあればバスで来れるところもあるかもわからないしね。そんなときに通勤手当というのは、そういうバスで来られるときは柔軟持って、そのバス通勤料というのは結局出すというのか、申請さえしたら出るのか、完全に2km以内やったら歩いてきなさいということになるのか。そういう回り道によっては、2kmにするのに道を回ったら通勤手当くれるけど、真っすぐ直線で測って、要するに2kmと決めやんとちょっと柔軟性を持って、ワンメーターでもバスに乗ったら、それは見てあげるといふようにしてやったらええんと違うんかいな。2km以内でも、申請があつて、そういうのはできへんのかいな。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）2kmという概念のとり方でございますけれども、歩いての、路地を通ってきたら1km500mで行けた、大道行ったら2kmというのは、これはいけません。1km500mの換算になります。

それと、今回でも清水架橋、橋がかかりましたら、支流の人が、対象になっていました

人が対象にならんというような形もございます。それと、バスとか公共交通機関を使う人につきましても、2 km未満は出ません。2 km以上につきましてもは実費、実際6カ月でしたか、定期代が出るというような形になってございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。